

## 令和8年第2回教育委員会定例会審議結果

〔日時〕 令和8年2月5日（木）午前9時30分開会

〔場所〕 市役所7階702会議室

- 
- |    |  |              |
|----|--|--------------|
| 第1 | 議案第7号<br>「東久留米市第3次教育振興基本計画 令和8年度事業計画」の策定について                 | →原案可決（教育総務課） |
| 第2 | 議案第10号<br>学校施設更新に向けた基本方針（案）について                              | →原案可決（教育総務課） |
| 第3 | 議案第8号<br>東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について | →原案可決（学務課）   |
| 第4 | 教育長報告<br>① 令和7年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について          | →報告完了        |
| 第5 | 教育委員報告   | →報告事項なし      |
| 第6 | 議案第9号<br>東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について                          | →原案可決（指導室）   |

議案第7号

「東久留米市第3次教育振興基本計画 令和8年度事業計画」の策定について

上記の議案を提出する。

令和8年2月5日提出

東久留米市教育委員会  
教育長 片柳 博文

(提案理由)

令和6年度から令和10年度までの5か年の計画期間である「東久留米市第3次教育振興基本計画」により市の教育行政を推進するため、単年度の事業計画を策定する必要がある。



議案第10号

学校施設更新に向けた基本方針（案）について

上記の議案を提出する。

令和8年2月5日提出

東久留米市教育委員会  
教育長 片柳 博文

（提案理由）

学校施設に係る個別施設計画を策定するにあたり、学校施設更新に向けた基本的な考え方を整理する必要がある。



議案第 8 号

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

東久留米市教育委員会  
教育長 片柳 博文

(提案理由)

「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正されたことに伴い、市の関連規則を改める必要があるため。



東久留米市教育委員会規則第 号

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月5日

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年東久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	9,060円	10,332円	14,175円	14,175円	16,467円	17,496円
学校薬剤師の補償基礎額	7,629円	8,340円	9,873円	11,073円	11,907円	12,246円

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日から令和8年3月31日までの期間における新規則別表第1の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項10年以上15年未満の欄中「14,175円」とあるのは、「12,951円」とする。

4 適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表第1の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、

障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新規則の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払いとみなす。

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

改正案							現 行						
第1条から第25条まで（現行のとおり） 別表第1（第4条関係） 補償基礎額表							第1条から第25条まで（略） 別表第1（第4条関係） 補償基礎額表						
医師、歯科 医師又は 薬剤師と しての経 験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	医師、歯 科医師又 は薬剤師 としての 経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及 び学校歯 科医の補 償基礎額	9,060円	10,332円	14,175円	14,175円	16,467円	17,496円	学校医及 び学校歯 科医の補 償基礎額	8,529円	9,909円	12,351円	13,575円	15,837円	16,866円
学校薬剤 師の補償 基礎額	7,629円	8,340円	9,873円	11,073円	11,907円	12,246円	学校薬剤 師の補償 基礎額	7,164円	7,932円	9,438円	10,701円	11,610円	11,970円

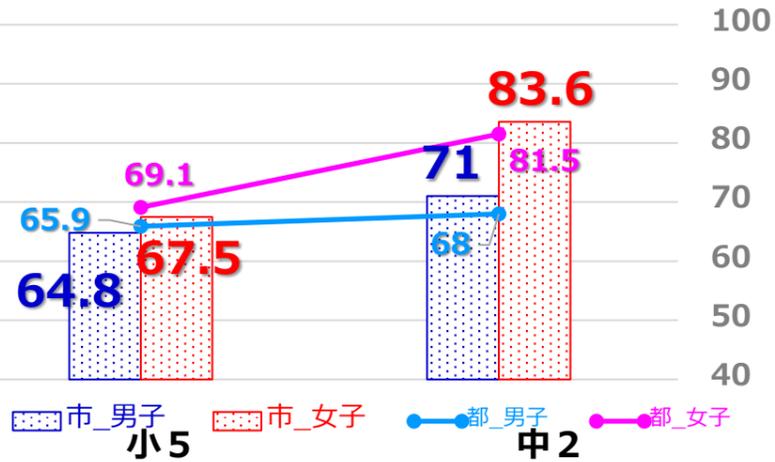


# 令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について

## 1 児童・生徒の体力、運動能力

体力総合評価※C以上（A+B+C）の状況

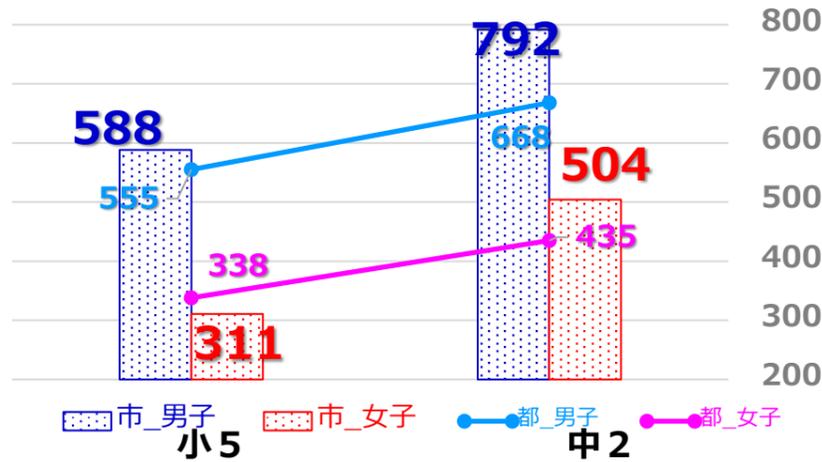
※新体力テストでの実技8種目の合計得点から評価基準表に基づき5段階で評価したもの。



## 2 児童・生徒の運動習慣

1週間当たりの運動時間※

※体育・保健体育の授業を除く。



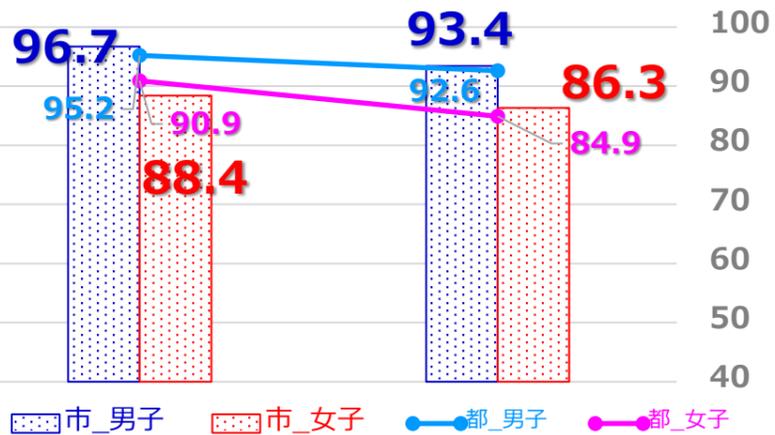
●体力総合評価は男女ともに小5では都を下回るが、中2では都を上回る。

●1週間当たりの運動時間は小中ともに女子より男子が長い傾向にあり、中2では男女ともに都を大きく上回る。

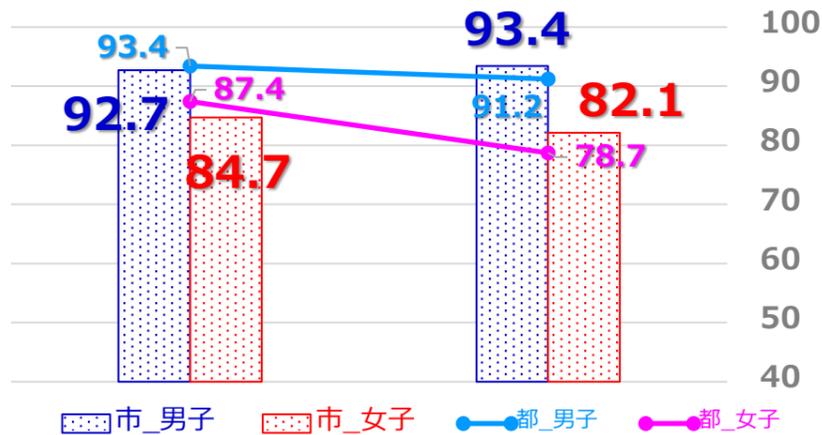
●運動時間が長くなるにつれ、体力総合評価（A+B+C）の割合が高い傾向。

## 3 児童・生徒の運動やスポーツに対する意識

運動やスポーツをすることが「好き」と回答した児童・生徒の割合



体育の授業が楽しいと「思う」と回答した児童・生徒の割合



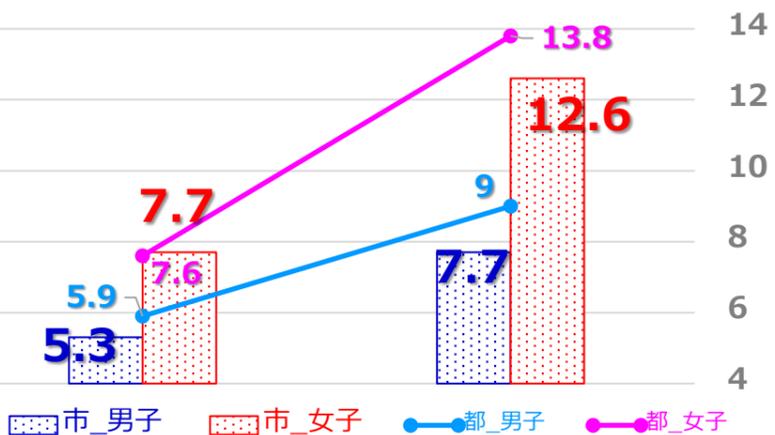
●運動が「好き」と回答した児童・生徒の割合は小中ともに男子が高く、男女ともに学年が上がるにつれて下がる傾向。

●体育の授業が楽しいと回答した児童・生徒の割合は小中ともに男子が高く、中2では男女ともに都を上回る。

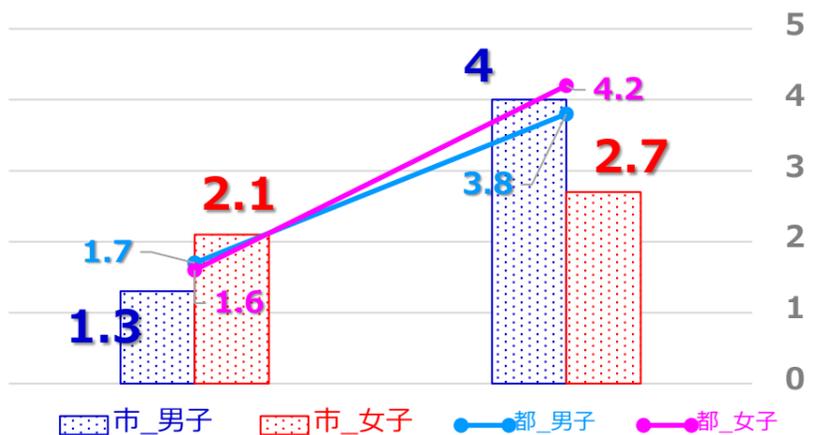
●意識が高まるにつれ、体力総合評価（A+B+C）の割合が高い傾向。

## 4 児童・生徒の生活習慣

睡眠時間が「6時間未満」と回答した児童・生徒の割合



朝食を「毎朝食べない」と回答した児童・生徒の割合



●睡眠時間が「6時間未満」と回答した児童・生徒の割合は小5女子を除き都を下回るが、男女ともに学年が上がるにつれて増加。

●朝食を「毎朝食べない」と回答した児童・生徒の割合は小5男子、中2女子で都を下回るが、男女ともに学年が上がるにつれて増加。

●朝食を毎日食べる方が、食べないより体力総合評価（A+B+C）の割合が高い傾向。

## 5 東久留米市立学校の実践例

▶**体育・保健体育の授業の充実**  
【一人1台端末の活用】



・お手本動画を基に、動きのポイントなどをくり返し確認しながら練習する。  
・友達が撮影した動画を基に、自身の動きや戦術などを振り返る。

▶**多様な運動機会の創出**  
【運動の日常化を図る取組】



・走、跳の〇〇旬間などの計画的実施  
・児童会・生徒会活動による休み時間等における運動に触れる機会の設定  
【外部講師を活用した取組】  
・外部講師による体育授業の実施  
・普段体験することができない運動体験

▶**生活習慣の見直し、改善**

【栄養士等による食育の取組】  
・栄養士やゲストティーチャーをT1とした家庭科授業の実施  
・給食の時間に栄養士が各教室を巡回し、献立の栄養価等を説明  
【生活習慣改善の取組】



・外部講師を招聘し、児童・地域・保護者向けに出前授業を実施

## 議案第9号

東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について

上記議案を提出する。

令和8年2月5日提出

東久留米市教育委員会  
教育長 片柳 博文

### 提案理由

東久留米市立学校の校長及び副校長の任命について、東京都教育委員会へ内申する必要があるため。